

質問事項	質問1. 建築確認について						質問2. 審査基準について						
	a. 確認申請取り扱い件数			b-1. 最近の確認申請の取り扱い件数の傾向	b-2. 民間確認機関	c. 平均日数の調査	d. 確認申請審査に配慮しているポイント	e. 設計事務所に留意してほしい項目	a. 審査基準の成文化	b-1. 審査基準の公表	b-2. 審査基準の成文化	b-3. 成文化の予定がない理由	c. 民間審査機関との違い
	H25	H26	H27										
調布	62	54	56	㊟やや減少した	94%	ない	集団規定、区画、避難規定	見易い図面のための工夫、行政指導への配慮	している	公表していない			法解釈について、民間審査期間の方が緩い判断をすることが多い。
府中	147	49	37	㊠減少した	96%	ない	建築基準法令その他建築基準関係規定に適合していることの厳格な審査	建築計画が建築基準法令その他建築基準関係規定に抵触していないこと。(不適合にならない計画をすること)	している	公表していない(予定あり)			
多摩建築指導1課	418	314	242	㊠減少した都外の建築士、民間確認機関の支社による建築確認が増えている	90%	ない	正確性、迅速性	法適合性が分かりやすい、丁寧な図面表現	していない		予定がない	成文化により、運用が硬直化するなど逆効果が想定されるため。	審査基準はなく、比較できない。
多摩建築指導2課	284	194	166	㊠減少した	96%	ない	法令の厳格化	法令の厳格化	していない		予定がない	JCBAなどで検討しているため	審査基準がないため、比較できない
多摩建築指導3課	783	613	552	㊠減少した	72%	ない	正確かつ迅速な審査	法の適合について、分かりやすく適切な図面表記	していない		予定がない	成文化により、運用が硬直化するなど逆効果も考えられる。	審査基準はなく、比較できない。

質問3. 建築確認制度の問題点					
a. 建築確認検査業務の問題点	b. 民間確認機関との違い	c. 民間確認検査機関と異なった事例	d. 特定天井の脱落防止措置	e. エレベーター・エスカレーターの脱落防止措置	f. 構造計算適合性判定制度
法にある用途が現在の多様な用途にそぐわない。様々な事例があり判断に苦慮している。	小屋裏収納の取扱い、屋外の避難経路の考え方	bに同じ	特になし	特になし	不整合があた場合、設計者、適判、確認期間での調整、また適判副本と確認申請図書の整合を審査終盤で確認しなければならない点
審査に関わる人間の人材育成	府中市では建築基準法令その他建築基準関係規定に適合していることの厳格な審査を行っている(民間確認機関において、建築基準法その他建築基準関係規定について見落としがあり、審査請求に発展する事項が多々見受けられる)	個別のケース判断によるため、事例の記載は出来ません。			異なる機関の場合、各々の機関に提出されている申請図書の整合性確認を効率よく進める方法の改善が必要。
都外の建築士、確認検査担当の都条例等に対する認識不足。	違反建築物が将来生じてしまうことへの認識が異なる。(陳状等を受ける機関とそうでない機関との認識の違い)	小屋裏物置等の取扱い	既存の特定天井の改修について方法等について改善が必要である。(改修方法が限定されている)	エスカレーターの脱落防止措置の告示未整備(6月現在・パブコメ意見募集中)	の改善が必要。
多摩建築指導1課と同じ					
都外の建築士、確認検査担当の都条例等に対する認識不足。	違反建築物など地域のトラブル発生の抑制のの視点を持つことの重要性の認識	小屋裏物置等の取扱い	特になし	エスカレーターの脱落防止措置の告示が未整備(7月現在)	確認申請と適判申請のそれぞれの書類確認が一方の修正により手戻りが生じにくい対応しているが、制度上の改善が可能であれば望ましい。